

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

○身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第44号）…………… 2

上下水道局管理規程

○秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程（第5号）…………… 3

告 示

- 市道路線の認定について（第174号）…………… 3
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第175号）… 4
- 平成24年 6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第176号）…………… 4
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第177号）…………… 7
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第178号）…………… 7
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第179号）…………… 7
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第180号）…………… 7
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第181号）…………… 7
- 平成24年度固定資産（土地）価格等決定通知書、平成24年度固定資産（家屋）価格等決定通知書および平成24年度固定資産税賦課額変更通知書の公示送達について（第182号）…………… 7
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第183号）…………… 8
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第184号）…………… 8
- 平成24年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第185号）…………… 8
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第186号）…………… 8
- 平成24年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第187号）…………… 8
- 功労者名簿の登録について（第188号）…………… 9
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第189号）… 9
- 平成24年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第190号）……………10
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第191号）……………10

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第192号）…10
- ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第193号）…11
- 放置自転車等の撤去および保管について（第194号）……………11
- 秋田市にぎわい交流館においての住民票等手数料収納業務の委託について（第195号）……………11
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第196号）……………12
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第197号）…12

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第11号）……………12

選 管 告 示

- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所について（第17号）……………12
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所について（第18号）……………12
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所の開閉時刻について（第19号）……………12
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第20号）……………12
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第21号）……………13
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所および日時について（第22号）……………13
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票管理者および職務を代理すべき者について（第23号）……………13
- 平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第24号）……………13

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第8号）……………13

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第34号）……………13
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第35号）……………13
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第36号）……………14

公 告

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について……………14
- 建築基準法による道路の指定について……………18

- 入札参加希望者の公募について……………18
- 建築基準法による道路の指定について……………19
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………19
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………19
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………19
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………19
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成23年度事業経営状況について……………19
- 差押財産の公売について……………20
- 農用地利用集積計画の策定について……………20
- 平成24年 9月 2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数について……………21

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………25
- 入札参加希望者の公募について……………26
- 入札参加資格の申請の受付について……………26

規 則

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3ただし書中「および同法附則第5条の4第6項」を「、同法附則第5条の4第6項および同法附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の4中「の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成24年6月25日厚生労働省障発0625第1号)」を加え、同表の備考の4の(1)中「ならびに第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に、「第92条第1項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項および」に改め、同表の備考の4の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3ただし書中「および同法附則第5条の4

第6項」を「、同法附則第5条の4第6項および同法附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の4中「の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成24年6月25日厚生労働省障発0625第1号)」を加え、同表の備考の4の(1)中「ならびに第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に、「第92条第1項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項および」に改め、同表の備考の4の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

上限月額	徴 収 額		
	居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり	
円	円	円	円
0	0		0
0	0		0
1,100	50		100
1,600	100		200
2,200	150		300
3,300	200		400
4,600	250		600
7,200	300		1,000
10,300	400		1,400
13,500	500		1,800
17,100	600		2,300
21,200	800		2,800
25,700	1,000		3,400
30,600	1,200		4,100
35,900	1,400		4,800
41,600	1,600		5,500
47,800	1,900		6,400
介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	

を

上限月額	徴 収 額		
	障害児通所 支援 1日当たり	居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
1,100	100	50	100
1,600	200	100	200
2,200	300	150	300
3,300	400	200	400
4,600	500	250	600
7,200	700	300	1,000

10,300	1,000	400	1,400
13,500	1,300	500	1,800
17,100	1,700	600	2,300
21,200	2,100	800	2,800
25,700	2,500	1,000	3,400
30,600	3,000	1,200	4,100
35,900	3,500	1,400	4,800
41,600	4,000	1,600	5,500
47,800	4,600	1,900	6,400
障害児通所 支援給付費 基準額およ び肢体不自 由児通所医 療費基準額 又は介護給 付費等基準 額	障害児通所 支援給付費 基準額およ び肢体不自 由児通所医 療費基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額

に

改め、同表の備考の5ただし書中「および同法附則第5条の4第6項」を「、同法附則第5条の4第6項および同法附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の6中「の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける負担上限月額額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日厚生労働省障発0625第1号）」を加え、同表の備考の6の(1)中「ならびに第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に、「第92条第1項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項および」に改め、同表の備考の6の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表中備考の8を備考の9とし、備考の7を備考の8とし、備考の6の次に次のように加える。

7 この表において、「障害児通所支援給付費基準額」とは児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額をいい、「肢体不自由児通所医療費基準額」とは法第21条の5の28第2項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（以下「新身体障害者福祉法費用徴収規則」という。）別表第2の備考の3の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 新身体障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（以下「新知的障害者福祉法費用徴収規則」という。）別表第2の備考の3の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 新知的障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則（以下「新児童福祉法施行細則」という。）別表第2の備考の5の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収額の算定については、なお従前の例による。
- 新児童福祉法施行細則別表第2の備考の6の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収額の算定については、なお従前の例による。

上下水道局管理規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 7月 5日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局管理規程第5号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

様式第1号および様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- この規程の施行の際現に改正前の秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の規定によりなされている指定排水設備工事業者の指定の申請については、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第174号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7月 2日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2187	豊岩豊巻新屋田尻沢東町線	豊岩豊巻字内縄尻 5 番 2 地先 新屋田尻沢東町63番 1 地先	
20965	栖山城南町 6 号線	栖山城南町28番 3 地先 栖山城南町30番 5 地先	
41270	外旭川山崎 9 号線	外旭川字山崎68番地13地先 外旭川字山崎68番地12地先	
41271	泉釜ノ町24号線	泉釜ノ町87番 6 地先 泉釜ノ町73番 8 地先	

41272	泉釜ノ町25号線	泉釜ノ町73番17地先 泉釜ノ町73番13地先	
41273	外旭川字三千刈19号線	外旭川字三千刈66番 4 地先 外旭川字三千刈66番 7 地先	

2 縦覧期間

平成24年 7月 2日から同月23日まで

秋田市告示第175号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7月 2日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	豊岩豊巻新屋田尻沢東町線	豊岩豊巻字内縄尻 5 番 2 地先 新屋田尻沢東町63番 1 地先	3,192.00	6.00 ～ 9.70
市道	栖山城南町 6 号線	栖山城南町28番 3 地先 栖山城南町30番 5 地先	104.00	5.40 ～ 6.10
市道	外旭川山崎 9 号線	外旭川字山崎68番13地先 外旭川字山崎68番12地先	104.00	6.00
市道	泉釜ノ町 24 号線	泉釜ノ町87番 6 地先 泉釜ノ町73番 8 地先	105.00	5.30
市道	泉釜ノ町 25 号線	泉釜ノ町73番17地先 泉釜ノ町73番13地先	69.00	4.30
市道	外旭川三千刈 19 号線	外旭川字三千刈66番 4 地先 外旭川字三千刈66番 7 地先	53.50	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成24年 7月 2日

3 縦覧期間

平成24年 7月 2日から同月23日まで

秋田市告示第176号

平成24年 6月28日の「平成24年 6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年 7月 2日

秋田市長 穂 積 志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,631,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 17,344,553	千円 39,050	千円 17,383,603
	2 国庫補助金	2,584,607	39,050	2,623,657

16 県支出金		5,899,138	124,200	6,023,338
	2 県補助金	2,458,212	124,200	2,582,412
20 繰越金		687,802	70,186	757,988
	1 繰越金	687,802	70,186	757,988
21 諸収入		6,576,525	3,900	6,580,425
	5 雑入	1,154,075	3,900	1,157,975
22 市債		11,167,200	28,700	11,195,900
	1 市債	11,167,200	28,700	11,195,900
歳 入 合 計		121,365,648	266,036	121,631,684

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,545,207	千円 92,454	千円 14,637,661
	1 総務管理費	12,755,607	92,454	12,848,061
3 民生費		41,069,040	3,780	41,072,820
	2 児童福祉費	13,079,672	3,780	13,083,452
6 農林水産業費		2,120,393	2,667	2,123,060
	1 農業費	1,239,814	2,667	1,242,481
8 土木費		13,792,154	71,000	13,863,154
	2 道路橋りょう費	3,472,398	71,000	3,543,398
10 教育費		11,924,285	55,589	11,979,874
	3 中学校費	2,284,618	55,589	2,340,207
11 災害復旧費		93,612	40,546	134,158
	3 教育施設災害復旧費	26,440	14,497	40,937
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	8,937	26,049	34,986
歳 出 合 計		121,365,648	266,036	121,631,684

第2表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
道 路 橋 り ょ う 費	660,000	28,700	688,700			
計	11,167,200	28,700	11,195,900			

平成24年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成24年度秋田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年 間 患 者 数	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
外 来	296,205人	3,918人	300,123人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
外 来	1,209人	18人	1,227人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,481,357	53,497	9,534,854
	千円	千円	千円
第1項 医業収益	8,719,890	53,497	8,773,387
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,471,766	51,513	9,523,279
	千円	千円	千円
第1項 医業費用	9,311,047	51,648	9,362,695
	千円	千円	千円

第2項 医業外費用	141,789	△135	141,654
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「370,931千円」を「372,515千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「511千円」を「736千円」に、過年度分損益勘定留保資金「370,420千円」を「371,779千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,241,032	1,584	1,242,616
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	550,564	1,584	552,148
	千円	千円	千円

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,687,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 諸 収 入		千円 6,580,425	千円 56,220	千円 6,636,645
	4 受託事業収入	35,431	56,220	91,651
歳 入 合 計		121,631,684	56,220	121,687,904

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 8,942,925	千円 56,220	千円 8,999,145
	3 清掃費	4,671,162	56,220	4,727,382

歳 出 合 計	121,631,684	56,220	121,687,904
---------	-------------	--------	-------------

秋田市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	株式会社シンワ
事業所の名称 および所在地	訪問介護拓稜 秋田市新屋朝日町13番25号
廃止の年月日	平成24年 6月30日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護

秋田市告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成24年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	社会福祉法人はまなす会
事業所の名称 および所在地	認知症デイサービス日吉坂 秋田市新屋比内町7番4号
廃止の年月日	平成24年 6月30日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 7月 9日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

- 秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 松 本 実
- 秋田市御所野地藏田一丁目1番1号
イオンモール株式会社イオンモール秋田
ゼネラルマネージャー 居 城 三佳子
- 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 佐 藤 孝
- 秋田市土崎港中央一丁目15番7号
株式会社細川蓄音器店
代表取締役 細 川 護
- 大仙市和合字坪立177番地
イオンリテール株式会社

東北カンパニー秋田事業部長 横 山 昭 彦
6 由利本荘市裏尾崎町23
コンノ楽器
今 野 善 治

秋田市告示第180号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 7月10日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第59号	長尾薬局御野場店	秋田市御野場新町 四丁目7番25号	平成24年 7月1日
第60号	有限会社長尾薬局	秋田市将軍野南四 丁目9番8号	

秋田市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 7月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
サンクリニック	秋田市土崎港中央四丁目8 番10号	平成24年 6月4日
なべしま眼科 クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7 番15号	平成24年 6月1日
山 王 薬 局	秋田市山王二丁目1番49号	平成24年 6月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
山 王 薬 局	秋田市山王二丁目1番49号	平成24年 5月31日
学園通クリニック	秋田市手形田中5番47号1 F	平成24年 6月30日

秋田市告示第182号

次の通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受け

るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 7月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
秋田市河辺岩見字鶴養17番地 佐 藤 トミエ
- 2 送達する書類
平成24年度固定資産（土地）価格等決定通知書
平成24年度固定資産（家屋）価格等決定通知書
平成24年度固定資産税賦課額変更通知書

秋田市告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	日本コンピューター交通株式会社
事業所の名称 および所在地	福祉コンピューターヘルパーステーション 秋田市土崎港中央一丁目16番21号 土崎矢守ビル2階
廃止の年月日	平成24年 6月29日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護

秋田市告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	日本コンピューター交通株式会社
事業所の名称 および所在地	福祉コンピューター介護用品 秋田市土崎港中央一丁目16番21号 土崎矢守ビル2階
廃止の年月日	平成24年 6月29日
サービスの種類	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第185号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
秋田市中通六丁目 6番15号
株式会社 マルエイ
- 2 送達する書類
平成24年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
福寿訪問介護事業所	秋田市飯島飯田二丁目9番28号	平成24年 6月1日
小規模多機能型居宅介護事業所 い い じ ま	秋田市飯島字飯島水尻436番地	平成24年 6月1日
介護支援センター 三 四 郎	秋田市飯島字飯島水尻436番地	平成24年 6月1日
さくらデイサービス 広 面 店	秋田市広面字川崎146番地4	平成24年 4月15日
さくらデイサービス 横 森 店	秋田市横森四丁目9番36号	平成24年 5月1日
茶話本舗デイサービス い ず み	秋田市泉東町10番29号	平成24年 6月1日
御野場訪問看護 ス テ ー シ ョ ン	秋田市御野場七丁目2番32号	平成24年 4月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ツクイ 秋田茨島	ツクイ茨島	ツクイ秋田茨島	平成24年 6月1日
ツクイ 秋田川尻	ツクイ川尻	ツクイ秋田川尻	平成24年 6月1日
ツクイ 秋田川尻	ツクイ川尻デイサービスセンター	ツクイ秋田川尻	平成24年 6月1日
ツクイ 秋田土崎	ツクイ土崎	ツクイ秋田土崎	平成24年 6月1日

秋田市告示第187号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第188号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

第503号 川 口 房 男 秋田市中通六丁目15番13

長年にわたり財団法人秋田市体育協会の役員として競技団体の競技力向上や競技人口の拡大に尽力するなど本市のスポーツの普及と発展に大きく貢献した。

第504号 米 澤 實 秋田市大町五丁目4番59号

長年にわたり秋田商工会議所の役員として中小企業の財政基盤の支援や組織拡大に尽力するなど本市産業の振興発展に大きく貢献した。

第505号 中 川 薫 清 秋田市下新城中野字街道端西26番地

長年にわたり農業協同組合役員として本市農業の生産力の増進および農業者の経済的社会的地位の向上の実現に尽力するなど本市農業・農村の振興発展に大きく貢献した。

第506号 松葉谷 温 子 秋田市桜ガ丘三丁目10番25

長年にわたりボランティア活動や相談活動を通じ男女共同参画社会の実現に向けて尽力するなど女性の社会参加促進や人権啓発に大きく貢献した。

第507号 安 藤 悦 朗 秋田市雄和女米木字宝生口184番地

長年にわたり農業委員会委員として農業政策への建議・要望の提出と農地転用等に対する助言・指導を行うなど本市の農地行政の執行に大きく貢献した。

秋田市告示第189号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権相談・人権啓発活動等に尽力し市勢の発展に貢献した。

中 川 淑 子
高 橋 裕 子

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普及高揚に尽力し市勢の発展に貢献した。

青 木 信 義
加賀谷 重 男
鎌 田 繁 雄
成 田 研 二

長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

渡 辺 喜三郎
佐 藤 久 悦
泉 勇 幸

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

池 田 成 春
高 畑 恵 子
越 後 一 信
高 橋 重 治
半 田 和 彦

三 浦 義 直
杉 山 誠 吾
山 本 一 則
藤 原 隆 司
田 口 陽 一
加 藤 廣 征
越中谷 永 一
小 幡 紀 男
木 村 高 明
三 浦 正 壽
酒 井 圭
富 樫 欽 也
鈴 木 彦 弥
佐々木 英 久
藤 原 照 吉
八 柳 正 六
伊 藤 惠 司
手 塚 孝 志
佐々木 登
浜 田 忠 雄
齊 藤 孝 也
下 村 誠 三
大 野 正 平
佐々木 正 勝
那 須 芳 秋

長年にわたり消費生活審議会委員として市民の安全で快適な消費生活の実現に尽力し消費者行政の推進に貢献した。

大 川 功

長年にわたりボランティア活動に精励し市民参加のまちづくりと社会福祉の向上に貢献した。

ひまわり2000

秋田要約筆記研究会

N P O法人車椅子レクダンス普及会秋田支部矢車草の会

サロン・ド・ハーモニー

音楽ボランティア Moko & Kyu's

伊 藤 裕 身子

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

能登屋 優 子
小 原 陽 子
佐 藤 輝 雄
須 田 イリ子
坂 元 昇
太 田 昭 夫
石 川 ハ ナ
畑 中 康 子
近 藤 登
工 藤 嘉司雄
石 川 京 子
佐 藤 功
小 野 秋 雄
中 泉 利 夫
小 林 喜 徳
高 谷 光 子
川 崎 幸 二

大塚 タチ子
 小林 洋子
 信田 俊子
 加藤 文雄
 妹尾 弘
 相場 善治
 鎌田 正
 中泉 幸雄
 柳原 基
 佐々木 紀男
 衣笠 昭生
 松井 智栄子

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

下田 米吉
 熊谷 定芳
 細川 護
 渡部 和雄
 畠山 芳和
 平沼 昌
 本間 金勝
 松田 鉦史

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

保坂 徳勝
 鈴木 喜悦
 相原 次忠
 川村 善二

長年にわたり文化振興審議会委員として芸術分野の調査・審議に尽力し本市の文化の振興に貢献した。

佐藤 真弓

長年にわたりボランティア活動に精励し男女共同参画の推進に貢献した。

秋田市女性学習センター新聞切り抜きボランティア

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

樋渡 久孝
 野村 かほる
 櫻庭 登喜子
 若杉 憲一
 鎌田 博美
 折原 和子
 三浦 静子
 浅野 邦子
 渡邊 齊
 齊藤 孝男

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し児童の健全育成に貢献した。

帆 莉 紀子
 米野 壽子
 堀江 文子
 小濱 喜和子
 渡邊 久子
 佐藤 睦
 藤林 慶子

近江谷 珠恵子
 宮崎 美和子
 鈴木 悦子
 小畑 比智子
 齋藤 慶治

長年にわたり秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員として本市まちづくりの推進に貢献した。

(故)鈴木 定雄
 佐良土 朝孝
 武田 忠
 畠山 圓吉
 金子 重治

長年にわたり秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員および廃棄物減量等推進審議会委員としてまちづくりの推進や生活環境の保全に尽力し市勢の発展に貢献した。

岡部 勇作

長年にわたり自主的な防災活動の実施や秋田市総合防災訓練等への積極的な参加を通じ他の模範となって本市の地域防災の向上に貢献した。

大住町自衛消防隊
 牛島東三丁目町内会防災会

秋田市告示第190号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称

平成24年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
企業組合 やまびこ ケアセン ター	あいご	秋田市広面字 樋ノ下25番地 2コーポ伊藤 5号	平成24年 7月15日	訪問介護、 介護予防 訪問介護
有限会社 千寿苑	ショート ステイヴィ レージュ	秋田市牛島西 一丁目6番28 号	平成24年 7月15日	短期入所 生活介護

秋田市告示第192号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田

市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
405	秋田市南通亀の町 6 番 2 号	ファミリーマート 秋田南通り店

秋田市告示第193号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 7月17日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242-1

株式会社薬王堂

代表取締役 西 郷 辰 弘

受託者の住所および氏名

秋田市新屋表町11番36号

大門商店

店長 大 門 英 一

受託者の住所および氏名

秋田市保戸野通町2番29号

通町山下有限会社

代表取締役 山 下 栄 一

受託者の住所および氏名

山形県飽海郡遊佐町比子字白木23番362

本間物産株式会社

代表取締役 東海林 稔

受託者の住所および氏名

秋田市下新城中野字街道端西241番地438

みちのくキャンティーン株式会社秋田県立大学秋田キャンパス

売店

店長 前 田 和 巳

受託者の住所および氏名

秋田市河辺戸島字上高屋5番地4

藤田鮮魚店

店長 藤 田 正 夫

受託者の住所および氏名

秋田市添川字地ノ内56番地49

ファミリーマート秋田飯島道東三丁目店および秋田上飯島店

店長 伊 藤 清 美

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字和田196番地2

有限会社小玉商店

代表取締役 小 玉 孝 一

受託者の住所および氏名

秋田市南通宮田1番24号

伊藤酒店

店長 伊 藤 俊 悦

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港北三丁目3番76号

ファミリーマート秋田広面屋敷田店

店長 櫻 井 司

受託者の住所および氏名

秋田市川元小川町5番16号リバーサイド川元B-1

ファミリーマート秋田川尻御休町店

店長 鈴 木 博 之

秋田市告示第194号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 0台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成24年 6月1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年 8月2日から平成25年 2月2日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第195号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市にぎわい交流館においての住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 7月21日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通一丁目3番24号

あきたまちづくり共同企業体

代表者 秋田まちづくり株式会社

代表取締役社長 藤 井 明

秋田市告示第196号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第105号	豆の木調 剤薬局	秋田市土崎港中央六丁目 3番16号	平成24年 8月1日

秋田市告示第197号

平成24年 7月23日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成24年 7月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

藤 間 玲 翠（本名 高 橋 真 琴）

舞踊の研鑽に努め優れた作品清元「吉原雀」を発表し、邦舞の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

熊 谷 晃

工芸の研鑽に努め優れた作品変塗蒔絵螺鈿箱「春」を発表し、漆芸の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成24年 7月26日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年 7月23日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件

- 1 平成25年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の新採に関する件
- 2 平成25年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の新採に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第17号

平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成24年 7月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

期日前投票所名	所 在 地	設置する期間
秋田市選挙管理 委員会	秋田市山王一丁目 2番34号	平成24年 7月25日か ら同年 8月 1日まで

秋市選管告示第18号

平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成24年 7月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

投 票 区	投票所名	住 所
秋田市第1投票区	秋田市北部市民サー ビスセンター	秋田市土崎港西 五丁目3番1号
秋田市第2投票区	秋田市西部市民サー ビスセンター	秋田市新屋扇町 13番34号

秋市選管告示第19号

平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所の開閉時刻を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定に基づき次のとおり繰り上げおよび繰り下げたので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 7月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 繰り上げおよび繰り下げた時間
投票所を開く時刻の繰り下げ 2時間
投票所を閉じる時刻の繰り上げ 6時間
- 2 開閉時刻
投票所を開く時刻 午前 9時
投票所を閉じる時刻 午後 2時

秋市選管告示第20号

平成24年 8月 2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成24年 7月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

職 名	住 所	氏 名	期 間
期日前投票 管理者	秋田市土崎港北 七丁目1番8号	銭谷 茂	平成24年7月 25日から同年 8月1日まで
職務代理者	秋田市土崎港北 五丁目6番9号	宇佐美林藏	平成24年7月 25日から同年 8月1日まで

秋市選管告示第21号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

投 票 区	職 名	住 所	氏 名
第1投票区 秋田市北部市民 サービスセンター	投 票 管理者	秋田市土崎港北七 丁目1番8号	銭谷 茂
	職 務 代理者	秋田市土崎港北五 丁目6番9号	宇佐美林藏
第2投票区 秋田市西部市民 サービスセンター	投 票 管理者	秋田市新屋勝平町 2番6号	高橋 富雄
	職 務 代理者	秋田市仁井田本町 四丁目2番17号	佐々木正清

秋市選管告示第22号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所および日時を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 場所
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市役所分館大会議室
- 日時
平成24年8月2日 午後3時30分

秋市選管告示第23号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第68条の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

職 名	住 所	氏 名
開票管理者	秋田市新屋勝平町2番6号	高橋 富雄
職務代理者	秋田市土崎港北五丁目6番9号	宇佐美林藏

秋市選管告示第24号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 場所
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会事務局
- 日時
平成24年7月31日 午後5時15分

農 委 告 示

秋田市農委告示第8号

平成24年7月17日午後3時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年7月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 農用地利用集積計画（平成24年度第4号）に関する件
- 非農地証明申請に関する件（1件）
- 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成24年7月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株 式 会 社 イースマイル	島 村 禮 孝	大阪市浪速区敷津東 三丁目7番10号

- 指定年月日

平成24年7月10日

秋田市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋

田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成24年 7月18日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
クボノメ工業株式会社	宮崎真吾	秋田市寺内字蛭根85番地の66

2 廃止年月日

平成24年 6月30日

秋田市上下水道局告示第36号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成24年 7月18日

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成23年 4月1日から平成24年 3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	
平成23年 5月10日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査		泉東町、手形字十七流、東通一丁目、上北手古野、御所野元町二丁目、飯島字長山下、飯島西袋三丁目
平成23年 5月10日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査	平成5年9月1日から平成13年8月31日までに生まれた男女	新屋日吉町
平成23年 5月12日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成3年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	土崎港北六丁目、七丁目
平成23年 5月13日	NHK秋田放送局放送部 放送部長 小田橋 昭仁	6月全国視聴率調査	明治から平成16年生まれの男女	外旭川字
平成23年 5月18日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	テレビなどのメディア利用についての調査	平成16年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	高陽
平成23年 6月1日 2日 3日	(株)北都情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成23年度県民意識調査	20歳以上の男女	市内全域
平成23年 6月7日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	平成23年度旅行・観光消費動向調査		秋田市卸町一丁目から五丁目
平成23年 6月10日	(株)日経リサーチ 代表取締役社長 伊東 信行	OECD国際成人力調査(PIAAC)	昭和20年12月2日から平成7年12月1日までに生まれた16歳以上65歳以下の男女	八橋田五郎一丁目、二丁目
平成23年 6月24日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成3年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	濁川

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
クボノメ工業株式会社	宮崎真吾	秋田市寺内字蛭根85番地の66

2 廃止年月日

平成24年 6月30日

公 告

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成24年 7月 2日

秋田市長 穂 積 志

平成23年 6月30日 7月1日 5日 6日	(株)ウマ地域総研 代表取締役 鶴沼 順之	秋田県買い物動向調査	平成23年4月1日現在20 歳以上の男女	市内全域
平成23年 7月12日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	読書についてのアンケート調 査	16歳以上79歳以下の男女	下新城笠岡
平成23年 7月12日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	東通観音前、下新城中野
平成23年 7月20日	毎日新聞世論調査室 室長 桜井 茂	読書世論調査 時事問題世論調査		飯島長野中町
平成23年 8月2日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	第4回メディアに関する全国 世論調査	平成5年7月31日までに 生まれた18歳以上の男女	仁井田潟中町
平成23年 8月2日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	新聞及びウェブ利用に関する 総合調査	平成8年8月31日までに 生まれた15歳以上の男女	八橋三和町、飯島道東二 丁目
平成23年 8月18日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子ども・青少年の運動・スポー ツ活動に関する全国調査	平成3年4月2日から平 成19年4月1日までに生 まれた4歳から19歳の男 女	八橋本町四丁目、五丁目
平成23年 8月23日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第9回飲酒・喫煙・くすりの 使用についてのアンケート調 査	15歳から64歳の男女	土崎港中央三丁目
平成23年 8月26日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融力調査	平成5年10月31日までに 生まれた18歳以上の男女	牛島西二丁目
平成23年 9月1日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	家庭用塩の消費実態に関する 調査	平成3年8月31日までに 生まれた20歳以上の男女	牛島東七丁目
平成23年 9月1日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	平成23年度全国有権者政治意 識調査	平成3年9月30日までに 生まれた20歳以上の男女	河辺山内字野崎
平成23年 9月1日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	外交に関する世論調査	平成3年8月31日までに 生まれた20歳以上の男女	仁井田字大野
平成23年 9月7日	NHK秋田放送局放送部 放送部長 小田橋 昭仁	11月全国個人視聴率調査	明治から平成16年生まれ の男女	外旭川字
平成23年 9月15日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	平成3年10月31日までに 生まれた20歳以上の男女	榎山南新町下町、榎山南 中町
平成23年 9月29日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査		牛島東三丁目、四丁目、 大町三丁目、牛島西四丁 目
平成23年 10月7日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	国民生活に関する世論調査	平成3年9月30日までに 生まれた20歳以上の男女	広面字小沼古川端
平成23年 10月20日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	親と子の生活意識に関する調 査	平成8年4月2日から平 成9年4月1日までに生 まれた男女	桜ガ丘二丁目、三丁目
平成23年 10月20日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	携帯電話の利用に関する調査	12歳から69歳の男女	土崎港北五丁目
平成23年 10月26日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	メディアの接触と評価に関す る調査		八橋南一丁目

平成23年 10月26日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	勤労生活に関する調査	平成3年10月31日までに 生まれた20歳以上の男女	八橋新川向
平成23年 10月26日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	防災・エネルギー・生活に関 する世論調査	平成7年12月31日までに 生まれた16歳以上の男女	八橋、八橋字、保戸野
平成23年 10月26日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	情報とメディア利用について の調査	平成7年12月31日までに 生まれた16歳以上の男女	東通
平成23年 10月26日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	生活意識に関する調査	平成3年12月31日までに 生まれた20歳以上の男女	旭南二丁目
平成23年 11月15日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	森林と生活に関する世論調査	平成3年11月30日までに 生まれた20歳以上の男女	外旭川八幡田二丁目
平成23年 11月25日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成23年度食育に関する意識 調査	20歳以上の男女	茨島四丁目
平成23年 11月25日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査		手形字、楢山南中町
平成23年 11月29日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	肝炎ウイルス検査受検状況実 態調査	20歳以上79歳以下の男女	高陽青柳町、高陽幸町、 八橋本町一丁目から三丁 目
平成23年 12月15日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活意識に関する調査	20歳以上の男女	八橋大畑二丁目
平成23年 12月16日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	平成4年1月31日以前に 生まれた20歳以上の男女	手形休下町、手形栄町
平成23年 12月20日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	生活意識に関するアンケート 調査	平成3年12月31日までに 生まれた20歳以上の男女	旭南二丁目
平成23年 12月20日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	テレビ視聴に関する調査	平成7年12月31日までに 生まれた16歳以上の男女	下浜桂根
平成23年 12月20日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	社会意識に関する世論調査	平成3年12月31日までに 生まれた20歳以上の男女	仁井田露見町、仁井田栄 町
平成23年 12月21日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	平成23年通信利用動向調査	20歳以上の男女	市内全域
平成24年 1月11日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	テレビ放送に関するアンケー ト調査	16歳以上の男女	市内全域
平成24年 1月19日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 若杉 五馬	全国たばこ喫煙者率調査	大正11年5月1日から平 成4年4月30日までに生 まれた20歳以上90歳未満 の男女	楢山登町、泉馬場、雄和 女米木、寺内堂ノ沢二丁 目
平成24年 1月20日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	テレビ放送に関するアンケー ト調査	16歳以上の男女	市内全域
平成24年 1月24日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	家計パネル調査	昭和17年2月から平成4 年1月31日までに生まれ た20歳から69歳の男女	寺内見桜
平成24年 1月24日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	生活と意識についての国際比 較調査	大正11年1月1日から平 成3年12月31日までに生 まれた20歳以上89歳以下 の男女	仁井田二ツ屋、御所野元 町
平成24年 1月24日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	放送に関する意識調査	平成8年2月28日までに 生まれた16歳以上の男女	川尻総社町

平成24年 2月2日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	メディア利用の生活時間調査	昭和17年1月1日から平成13年12月31日までに生まれた10歳から69歳の男女	東通一丁目、二丁目
平成24年 2月10日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	新屋表町、卸町四丁目、五丁目、河辺戸島、河辺和田
平成24年 2月16日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活の質に関する調査	15歳以上の男女	御所野元町七丁目、牛島西三丁目、山王五丁目、寺内油田二丁目
平成24年 2月28日	泉・緑の会	泉・緑の会で子供の誕生記念として梅の苗木を贈呈するため	平成23年1月1日から平成23年12月31日までに生まれた子供と保護者	秋田市泉学区
平成24年 3月2日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	いきいきライフのための活動調査	昭和2年4月1日から昭和22年3月31日までに生まれた65歳から84歳の男女	将軍野東二丁目
平成24年 3月2日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	2012年6月全国接触者率調査	平成17年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	河辺岩見

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

閲覧年月日	請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲	
平成23年 4月26日	秋田東警察署	犯罪捜査のため	特定住所地に住民登録している者	泉
平成23年 6月8日	秋田県農林水産部森林整備課	秋田県水と緑の森づくり税に関する県民アンケート調査	平成23年4月1日時点で満20歳以上の男女	市内全域
平成23年 9月7日	東北厚生局麻薬取締部	捜査のため	特定住所地に住民登録している者	榎山登町
平成23年 9月9日	秋田市市民生活部生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		土崎港中央五丁目、六丁目
平成23年 9月22日	秋田市市民生活部生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		土崎港南一丁目
平成23年 10月14日	秋田県健康福祉部健康推進課	平成23年度県民健康・栄養調査		保戸野すわ町、新屋勝平台、仁井田新田三丁目
平成23年 10月26日	横浜税関仙台塩釜税関支署	税関法違反嫌疑事件調査のため	特定住所地に住民登録している者	土崎港、寺内、飯島
平成23年 11月28日	秋田市市民生活部生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		土崎港中央三丁目、土崎港西三丁目
平成23年 12月6日 7日 8日 9日 12日	自衛隊秋田地方協力本部	自衛官募集事務上必要なため	平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男女	市内全域

平成24年 2月16日	仙台国税局	国税調査	特定住所地に住民登録している者	泉
平成24年 2月28日	秋田市市民生活部生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		下浜名ヶ沢字
平成24年 3月6日	秋田市市民生活部生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		河辺三内字田尻

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年 7月 3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市仁井田二ツ屋二丁目 1番54号
中込 友仙
- 2 道路位置指定箇所
秋田市雄和椿川字奥椿岱 5番46地先道路
- 3 道路幅員 4.00～4.28メートル
- 4 道路延長 20.43メートル
- 5 指定年月日および番号
平成24年 7月 3日 第 1号

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 7月 3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託名 史跡秋田城跡測量・図化業務委託
 - (2) 委託場所 秋田市寺内地内
 - (3) 委託期間 契約日から平成25年 1月31日(木)まで
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社を有する者
 - イ 秋田市の測量・建設コンサルタント等登録業者であること。
 - ウ 過去10年以内に航空又は空中写真データにより測量および図化業務を行った実績を有する者
 - エ 測量法第55条に基づく測量業の登録を行っている事業所であること。
 - オ 租税に滞納がないこと。
 - (5) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4 第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- 2 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7月 9日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 対象委託業務と同様の業務委託の実績調査書（様式2。契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）

ウ 測量業の登録を行っている事業所であることを証明できるもの

エ 納税証明書 写し可

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 所在地に納めた法人市民税

(ウ) 所在地に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

(ニ) 登記簿謄本 写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 7月 3日(火)から同月 9日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで

イ 受付場所 秋田市寺内焼山 9番 6号
秋田城跡調査事務所

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 7月26日(木) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市寺内焼山 9番 6号
秋田城跡調査事務所

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 8月 1日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 最低制限価格は予定価格の10分の6以上の範囲内で設定しており、その最低制限価格を下回った入札者は、落札者とならない。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合

がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成24年7月18日(水)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成24年7月3日(火)から同月25日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市寺内焼山9番6号
秋田城跡調査事務所

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問合せ先
秋田市寺内焼山9番6号
秋田城跡調査事務所
電話 018-845-1837

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
東京都江東区木場五丁目10番10号
株式会社一条工務店
代表取締役 宮地 剛
- 2 道路位置指定箇所
秋田市川尻御休町144番5
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 22.75メートル
- 5 指定年月日および番号
平成24年7月4日 第2号

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成24年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事件名
県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事
- 2 書類の名称
平成24年6月27日付け秋収委-46「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼323番1の土地の所有者
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県揭示場（秋田県庁正面玄関前）
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成24年7月6日
 - (3) 掲載される公報 平成24年7月6日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成24年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事件名
県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称
平成24年6月27日付け秋収委-48「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼322番2の土地の所有者
（亡）鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号の相続人
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県揭示場（秋田県庁正面玄関前）
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成24年7月6日
 - (3) 掲載される公報 平成24年7月6日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成24年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事件名
県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称
平成24年6月27日付け秋収委-49「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼322番1の土地の所有者
（亡）鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号の相続人
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県揭示場（秋田県庁正面玄関前）
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成24年7月6日
 - (3) 掲載される公報 平成24年7月6日付けの秋田県公報

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成23年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 年度末現在会員数 678市
- 2 建物総合損害共済受託市数 658市

共済責任額	61,810,088,810,000円
分担金収入	4,931,959,519円
支払共済金	2,372,251,617円
3 自動車損害共済	
受託市数	657市
分担金収入	3,220,369,601円
支払共済金	2,338,098,604円
4 正味財産の増減	
増加原因	
(経常収益)	
特定資産運用益	58,755,457円
実質収納分担金等	8,152,329,120円
支払備金戻入額等	1,570,000,000円
受取手数料	53,177,699円
会館収益金	3,187,421,179円
その他	444,400,815円
(経常外収益)	
異常危険準備金取崩益	14,919,000,000円
増加原因計	28,385,084,270円
減少原因	
(経常費用)	
災害共済金	4,710,350,221円
共済関係事業費	103,657,431円
地震災害見舞金	3,292,000,000円
異常危険準備金繰入額	3,156,319,174円
分担金免除費	201,109,381円
会館運営費	2,675,681,029円
協助金・助成金	250,000,000円
その他事業経費	1,922,529,521円
管理費	174,621,535円
(経常外費用)	
特例地震災害見舞金	11,897,260,000円
固定資産除却損	1,555,978円
減少原因計	28,385,084,270円
当期一般正味財産増加額	0円
5 平成23年度末現在の共済基金	65,729,519,587円
共済基金の前年度繰越額	65,729,519,587円
平成23年度年度積立額	0円
平成23年度年度末現在共済基金 (一般正味財産)	65,729,519,587円

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙公売財産の表示（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙公売財産の表示（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙公売財産の表示（省略）のとおり

2 公売方法

ヤフー株式会社が提供する「官公庁オークション」からの入札

3 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成24年 8月14日午後1時から同月28日午後11時まで
- (2) 入札期間
平成24年 9月 4日午後1時から同月11日午後1時まで
- (3) 開札
平成24年 9月11日午後2時
- 4 公売場所
ヤフー株式会社が提供する「官公庁オークション」上のホームページ
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 5 売却決定日時
平成24年 9月18日午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 公売保証金
入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
- 8 買受代金納付期限
平成24年 9月18日午後2時30分
- 9 買受人についての資格その他の要件
 - (1) 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。
 - (2) 秋田市農業委員会の発行する競（公）売買受適格証明書（これらの権利を取得する者がその住所のある市町村の区域外の場合は、秋田県知事の許可）を取得し提出できる者
- 10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 11 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 13 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担とする。
- 14 消費税の取扱い
非課税財産のため、徴収しない。
- 15 その他
 - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
 - (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消および変更はできない。
 - (3) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
 - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
 - (6) 公売財産には、河辺郡芝野堰土地改良区に対し、平成23年度および平成24年度に、それぞれ1,000平米当たり3,300円の賦課金等の未納があり、これらの費用は新所有者に引き継ぐ。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第4号計画）を

定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成24年 7月25日から同年 8月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市公告

平成24年 9月 2日に執行する秋田市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申し出がなかったことから、同令第22条第 4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第 1項および第 4項の規定により公告する。

平成24年 7月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第77号 秋田市公共下水道事業全体計画見直し業務委託	市内一円	平成24年12月14日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市総務部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③ 公共下水道の管渠設計および公共下水道の全体計画策定業務の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7月18日(水)午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 7月 4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一
賦課対象区域

飯島道東一丁目、土崎港北四丁目、外旭川字神宮田、寺内字三千刈、寺内蛭根三丁目、手形字山崎、広面字川崎、新屋豊町、飯島字飯島水尻および下浜羽川字下野（別添図面（省略）に表示された施工箇所に向けた土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 7月 6日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年7月17日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式1(省略)。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年7月6日(金)から同月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年7月6日(金)から同月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年7月18日(水)から同月19日(木)までに、

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第78号 浄水場、配水場樹木剪定・冬囲い業務委託	仁井田浄水場、豊岩浄水場、手形山配水場および御所野配水場	契約日から平成25年3月28日まで	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から造園工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年7月18日(水)午前11時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(別記様式2(省略))

イ 業務履行実績調書(別記様式3(省略))および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式5(様式中「工事」を「業務」と読み替える(省略。))および資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年7月6日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年7月23日(月)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の

入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年7月17日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式1(省略)。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年7月6日(金)から同月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年7月6日(金)から同月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年7月18日(水)から同月19日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(別記様式2(省略))を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年7月6日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第14号 御所野配水場機械設備修繕	秋田市御所野下堤二丁目1番1号	平成24年12月20日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年7月18日(水)午前10時40分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年7月23日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年7月17日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式1(省略)。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年7月6日(金)から同月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年7月6日(金)から同月17日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年7月18日(水)から同月19日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年7月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第12号	高速液体クロマトグラフ（農薬類）購入	豊岩浄水場内（水質管理室第二機器分析室）	契約日から平成24年10月26日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年7月25日(水)午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年7月30日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年7月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年7月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年7月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年7月25日(水)から同月26日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入

札参加希望者を公募する。

平成24年 7月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第16号 浄水池連絡管修繕	豊岩浄水場内	平成24年11月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に水道施設工事で登録していること。 ② 水道管（φ800以上）の漏水防止金具の取付実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7月25日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 7月30日(月)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 7月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 7月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 7月25日(水)から同月26日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

賦課対象区域

外旭川字野村、川尻大川町および飯島鼠田一丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 7月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第17号 直流電源盤蓄電池交換修繕 (山王雨水排水ポンプ場)	秋田市八橋南一丁目8番1号	平成25年3月15日	電気工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 8月 8日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 8月10日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 8月 7日(火)までに、

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年 7月27日(金)から同年 8月 7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 7月27日(金)から同年 8月 7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 8月 8日(水)から同月 9日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり八橋終末処理場2系沈砂池・ポンプ設備更新機械工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年 7月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 下 終 末 第 1 号
- (3) 工 事 名 八橋終末処理場2系沈砂池・ポンプ設備更新機械工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市八橋本町六丁目12番15号
- (5) 工 事 概 要 沈砂かき揚げ機 1基
No 2 流水トラフ 1基
沈砂洗浄機 1基
沈砂搬出機 1基
汚水ポンプ 2台
吐 出 弁 2台
逆 止 弁 2台
- (6) 工 事 期 限 平成25年 3月22日(金)
- (7) 予 定 価 格 168,154,000円 (消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成24年 8月29日(水)
- (9) 契約予定期日 平成24年 9月 4日(火)
- (10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」を直接工事費へ、「間接工事費の共通仮設費」を共通仮設費へ、「間接工事費の現場管理費および据付間接費」および「設計技術費」を現場管理費へ算入すること。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

ア 代表者要件

- (ア) 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
- (イ) 下水道施設(終末処理場およびポンプ場。ただし、マンホールポンプ設備を除く。)の機械設備工事で、3,000万円以上の元請実績があること。
- (ウ) 機械器具設置工事業における特定建設業の許可を有す

ること。

- (エ) 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 - (オ) 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 - (カ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- イ 代表者以外の構成員要件
- (ア) 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
 - (イ) 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 - (ウ) 機械器具設置工事に係る資格(実務経験者を含む。)を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 - (エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年 8月 6日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)

イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し

ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3。))

エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4。))

オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 7月31日(火)から同年 8月 6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年 8月21日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年 8月21日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月30日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成24年7月31日(火)から同年8月22日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 8,820円（設計書 1,020円
図面 7,800円）（税込み）（CD-ROM 有（1枚 1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年8月22日(水)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成24年7月31日(火)から同年8月28日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165